



地域自治区による 住民主体のまちづくり

※地域自治区の制度は令和7年3月末に終了し、
令和7年4月から新たな仕組みに移行します。

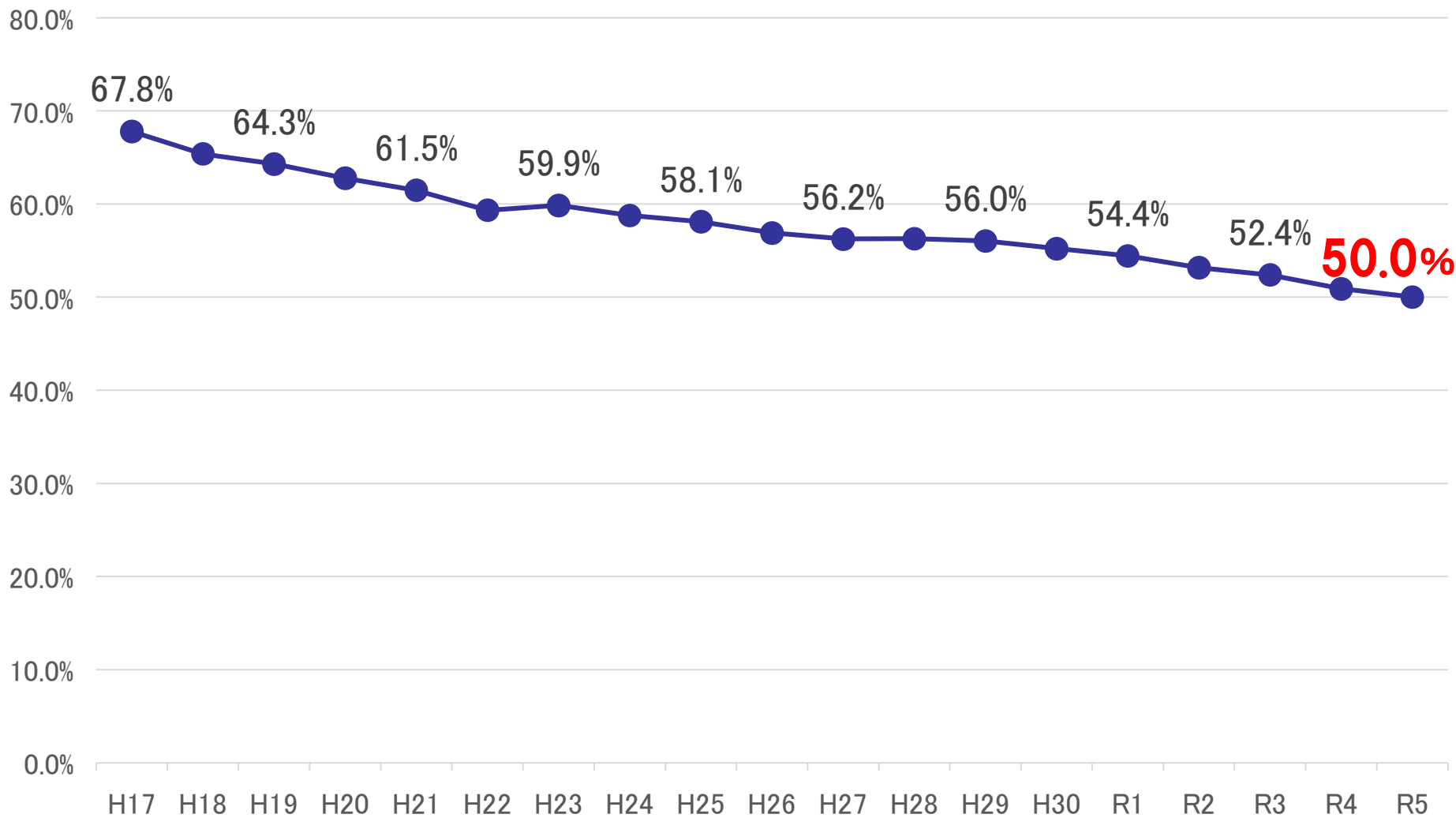
宮崎市地域振興部地域コミュニティ課

令和6年4月



地域の基本的コミュニティである「自治会」の加入率

本市の自治会加入率の状況は単身世帯が増え、分母となる「総世帯数」が増加しており、「加入率」は低下している。（参考：令和2年度国勢調査）



令和5年度 地域自治区別自治会加入率

R5.6.1現在

A:地域事務所管内		中央東	中央西	小戸	大宮	東大宮	大淀	大塚	櫛	大塚台	生目台	小松台	本郷
R5年度加入率	47.3%	32.4%	41.2%	41.5%	58.8%	54.9%	46.9%	45.5%	33.7%	77.4%	89.8%	81.8%	59.9%
R4年度加入率	48.2%	32.6%	42.5%	42.3%	59.6%	56.3%	47.2%	47.5%	34.9%	77.9%	90.0%	81.1%	60.8%
R3年度加入率	50.1%	33.1%	43.7%	44.9%	62.1%	58.5%	48.9%	49.1%	36.6%	86.4%	92.6%	83.4%	62.1%

B:地域センター管内		赤江	木花	青島	住吉	北	生目
R5年度加入率	48.1%	40.4%	38.5%	65.0%	52.7%	79.6%	57.3%
R4年度加入率	49.0%	40.8%	39.4%	66.4%	53.1%	82.7%	60.0%
R3年度加入率	50.4%	41.9%	41.1%	67.8%	55.3%	82.6%	59.9%

C:総合支所管内		佐土原	田野	高岡	清武
R5年度加入率	60.0%	75.5%	52.4%	84.6%	39.4%
R4年度加入率	61.2%	76.5%	54.8%	86.1%	40.2%
R3年度加入率	61.4%	75.1%	55.4%	85.7%	41.3%

地域のまちづくりの現状と課題

現 状

地域では、各種団体が、それぞれ役割を担い、様々な活動を行っている。

- ・ 自治会
- ・ 自治公民館
- ・ 子ども会
- ・ P T A
- ・ 老人クラブ
- ・ 婦人会
- ・ 地区体育会
- ・ 青少年育成協議会
- ・ 地区社協
- など

課 題

- ・ 組織の加入率の低迷
- ・ 参加者や協力者の確保
- ・ 地域の連帯感の希薄化
- ・ 活動のマンネリ化
- ・ 活動費の確保
- ・ 住民ニーズの多様化
- ・ 特定の人材への負担集中
- ・ 地域課題の高度化
- ・ リーダーの固定化・高齢化
- など

● 市町村合併による市域の拡大

→ 地域の特性や特色を生かした魅力ある地域づくり

● 地域のまちづくりの方向性の明確化

→ 地域のまちづくりの政策決定等を担う協議機関の必要性

● 個々の団体の組織力低下による活動の停滞

→ 協働による取組の推進

地域自治区制度の導入

1 地域自治区

地域自治区について

● 地方自治法 第四節 地域自治区

1 地域自治区の設置 第202条の4

- (1) 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌し、地域の住民の意見を反映させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。
- (2) 地域自治区に事務所を置き、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

2 地域協議会の設置及び構成員 第202条の5

- (1) 地域自治区に地域協議会を置く。地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。
- (2) 市町村長は、地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成が、地域自治区内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるよう配慮しなければならない。

3 地域協議会の権限 第202条の7

- (1) 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたものの又は必要と認めるものについて、審議し、意見を述べることができる。
 - ① 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - ② 市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - ③ 市町村の事務処理に当たり、地域自治区内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- (2) 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であり、地域自治区内に係るものを決定し、又は変更する場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならない。

宮崎市における地域自治区の設置目的

- 1 地域の多様性を生かした住民主体のまちづくりを推進する
- 2 多様な主体による協働を推進し、自律性の高いコミュニティを形成する
- 3 地域住民の声を市政や地域のまちづくりに反映する
- 4 地域と行政が有する情報のほか、地域ニーズや課題等を共有する
- 5 一部の行政サービスを提供し、市民生活の利便性を高める

宮崎市における地域自治区の区割り

- **宮崎市地域自治区設置検討委員会**（全市的な視点による検討）
 - ※ 各種団体の代表や学識経験者等 15 名
- **地域自治区地区検討会**（地域の実情に応じた個別の検討）



【 地域自治区区割計画 】

- ① 地域のまとまり、昭和の合併前の町村域を基本とする。
- ② 行政の効率性を考慮する。
- ③ 支所の管理区域は、原則、そのままとする。
- ④ 町・丁・大字を単位とする。

平成 18 年 1 月

旧宮崎市を 15 の地域に分割して地域自治区を設置

宮崎市の地域自治区

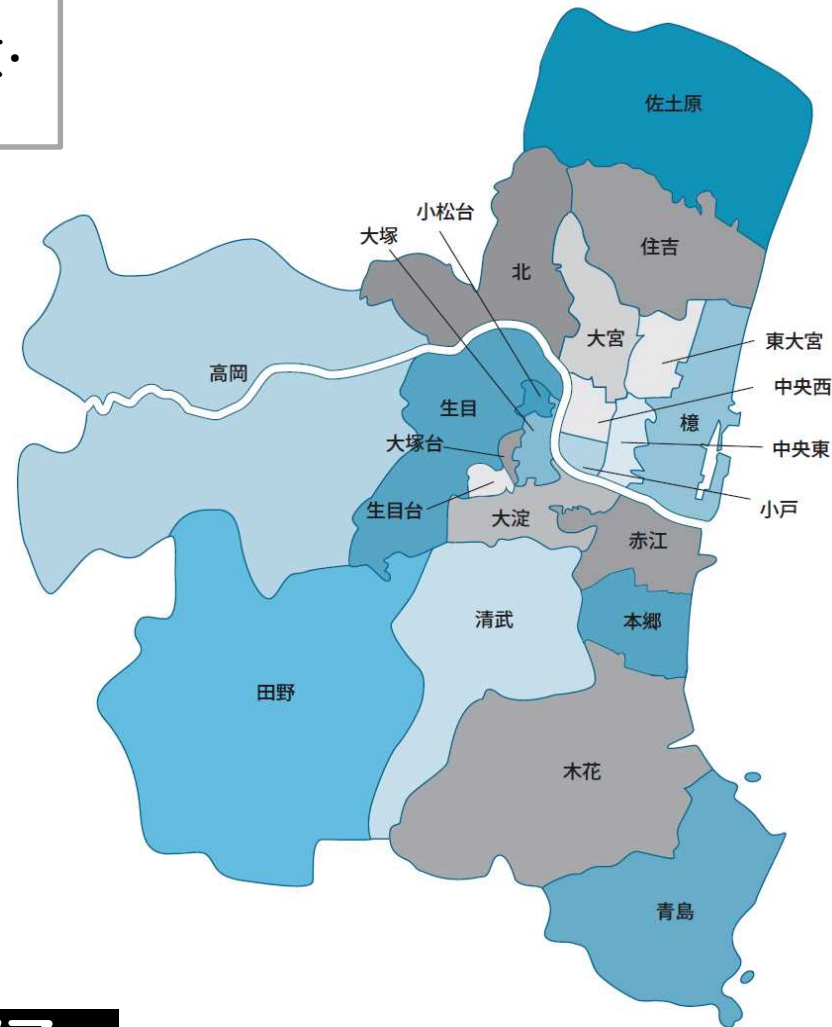
- 平成17年9月
宮崎市地域自治区の設置等に関する条例を制定
- 平成18年1月
旧宮崎市域に15の地域自治区、合併した佐土原・
田野・高岡の旧3町域に合併特例区を設置

- ① 地域自治区の分離
→ 21年6月 大宮・東大宮
→ 22年6月 大塚台・生目台
- ② 旧清武町との合併（22年3月）
→ 合併特例区を設置
- ③ 佐土原・田野・高岡町合併特例区の解散
→ 地域自治区へ移行（23年1月）
- ④ 清武町合併特例区の解散
→ 地域自治区へ移行（27年3月）
- ⑤ 地域自治区の分離
→ 28年4月 赤江・本郷

平成28年4月～ 22の地域自治区

令和7年3月末 地域自治区制度の終了

令和7年4月～ 地域まちづくり推進委員会を中心とした仕組みへ移行

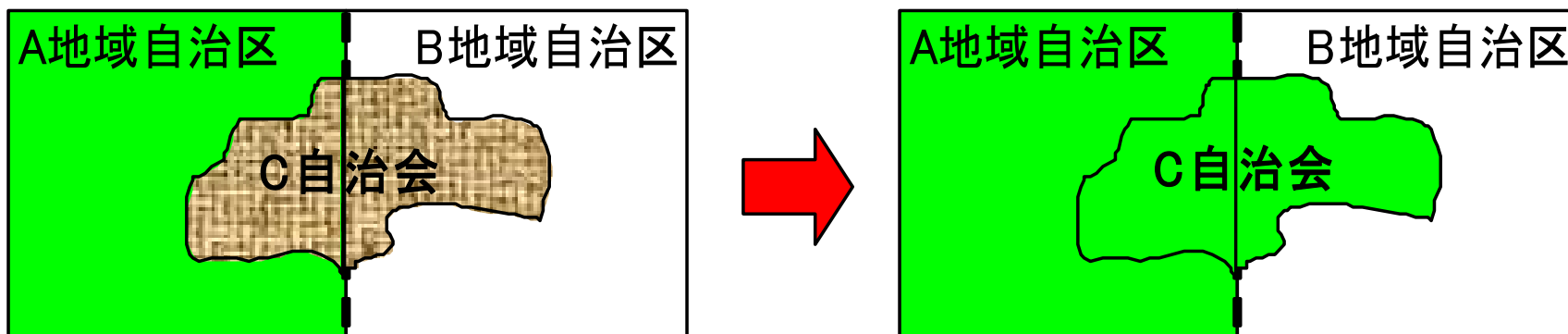


地域自治区の区域調整

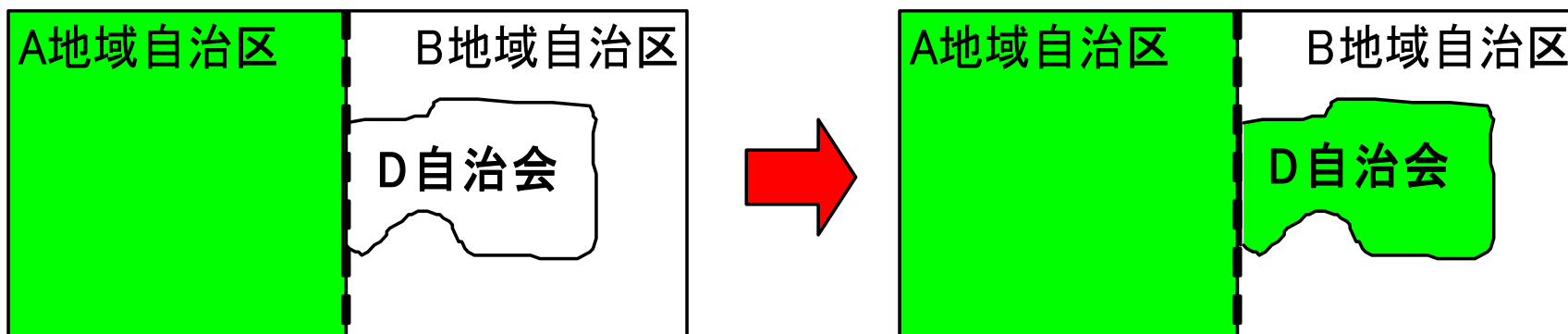
■ 宮崎市地域自治区の設置等に関する条例第2条第3項

市長は、別表第1の区割りにかかわらず、地縁団体（自治会）と協議の上、区域を調整することができる。

（1）自治会が2つの地域自治区にまたがるケース

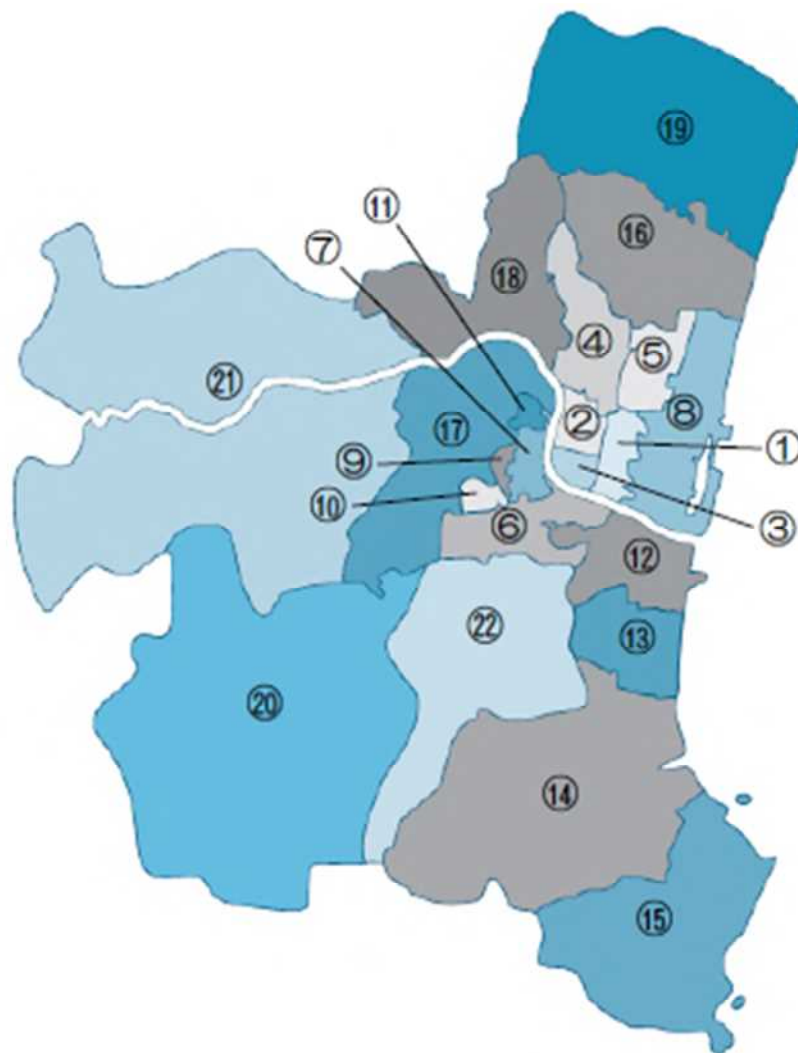


（2）自治会が他の地域自治区と隣接するケース



地域自治区の規模

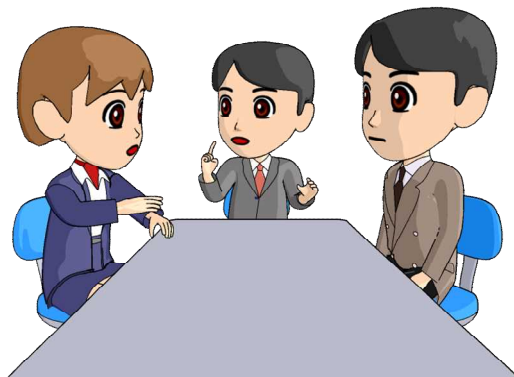
地域自治区			面積 / km ²	順位	人口 / 人	順位
旧宮崎市本庁管内	1	中央東	4.1	16	27,814	5
	2	中央西	3.6	18	19,926	11
	3	小 戸	2.0	19	10,546	17
	4	大 宮	12.3	12	23,460	6
	5	東大宮	5.8	15	17,564	12
	6	大 淀	11.9	14	22,309	7
	7	大 塚	3.9	17	20,492	10
	8	櫛	17.2	10	39,632	1
	9	大塚台	1.1	21	6,024	21
	10	生目台	1.7	20	6,425	20
	11	小松台	0.8	22	6,767	18
旧宮崎市支所管内	12	赤 江	13.6	11	34,107	3
	13	本 郷	12.1	13	21,368	9
	14	木 花	65.5	3	11,672	14
	15	青 島	41.8	6	3,369	22
	16	住 吉	26.8	9	21,786	8
	17	生 目	34.5	7	12,029	13
	18	北	27.3	8	6,502	19
旧町域	19	佐土原	56.8	4	34,263	2
	20	田 野	108.3	2	11,363	15
	21	高 岡	144.6	1	10,966	16
	22	清 武	47.8	5	29,022	4



※ 人口は令和6年度の地域コミュニティ活動交付金配分確定人口（令和6年1月1日現在の住民基本台帳に基づく調整人口）

地域自治区の組織

地域協議会



住民の組織（行政の附属機関）

地域住民や各種団体等の代表で構成

自治会、自治公民館、老人クラブ、地区体育会、民生委員児童委員協議会、消防団、農業団体、漁業団体、青少年育成協議会、PTA、子ども会、NPO、公募 など

- ① 各種団体間の連携を図る調整に関すること
- ② 地域課題の解決に向けた住民や団体等の意見調整に関すること
- ③ 地域まちづくり推進委員会の事業に関すること
- ④ 地域魅力発信プランの改訂などの地域のまちづくりの政策決定に関すること
- ⑤ 市の施策に対する意見や提言に関すること

地域自治区事務所



行政職員の配置（地域協議会の事務局）

事務所	所管の地域自治区	箇所
総合支所	佐土原・田野・高岡・清武	4
地域センター	赤江・木花・青島・住吉・生目・北	6
地域事務所	中央東・中央西・小戸・大宮・東大宮・大淀・大塚・檉・大塚台・生目台・小松台・本郷	12

- ① 地域協議会の運営に関すること。
- ② 地域団体からの要望、その調整に関すること。
- ③ 地域まちづくり推進委員会をはじめとする地域団体への情報提供、相談や連絡調整に関すること。
- ④ 各種証明書の発行に関すること。

地域協議会の運営

行政の附属機関 地域運営の協議機関

地域の住民や各種団体等の代表で構成



- ① 地域住民の声を行政に反映させるために設置する行政の「附属機関」
- ② 地域のまちづくりの意見や連絡調整、政策決定を行う地域運営の「協議機関」
- ③ 委員は、地域住民の中から、推薦委員会推薦に基づき、市長が選任（任期は2年）
- ④ 委員構成 会 長 1名
 副会長 1名
- ⑤ 委員は1地域協議会 20名以内
※ 人口5万人超の場合は25名以内
- ⑥ 委員の一部は、公募（5名以内）
- ⑦ 会議は定例会（年4回）と臨時会

地域協議会の役割

役 割	主な内容
(1) 地域の連携強化	地域の実態を把握し、活動にかかわる団体間の意見調整を行い、地域魅力発信プランの策定や改訂を行うなど、地域のまちづくりの政策決定を行います。 また、事務局である地域自治区事務所と連携し、地域のまちづくりを担う団体が、主体的に、あるいは連携して、活動に取り組みやすくなるよう、環境の整備を図ります。
(2) 住民主体のまちづくりの推進	地域まちづくり推進委員会が、地域の多様な主体で構成するネットワーク組織となり、個々の団体では対応が困難な事業に取り組んでいけるよう、実施する事業の計画や実績を協議し、意見を述べたり、相互に調整しながら、活動の原資となる地域コミュニティ活動交付金の使途を決定したりします。
(3) 施策の提言	地域のまちづくりのほか、住民ニーズへの対応や地域課題の解決に向けて必要な施策を市に提言します。 なお、提言には、地域振興に係る市の施策の改善や、市と地域との協働に係る取組等を含みます。
(4) 諮問の協議	市の施策の決定や変更等で地域自治区に関係する案件について、市長の諮問を受け、委員間で協議したうえで、市に意見を述べます。
(5) その他	地域自治区事務所で行う事務について意見を述べます。

地域自治区事務所の役割

役 割	主な内容
(1) 地域協議会運営業務	地域協議会の事務局として、会議を円滑に運営します。 ① 地域協議会の開催に関すること ② 地域課題の整理、情報の提供に関すること ③ 地域協議会での協議事項に関すること ④ 地域協議会の会議録に関すること ⑤ 意見書、提言書、答申に関すること ⑥ その他の庶務及び運営に関して必要な事項
(2) 地域振興業務	地域住民の意見調整や各種団体との連絡調整などを通して、住民ニーズや地域課題を把握し、地域における環境整備などの要望を調整します。 また、住民ニーズへの対応や地域課題の解決に向け、主体的に、あるいは地域の多様な主体と連携して取り組む地域まちづくり推進委員会の運営を支援するため、事務局への情報提供のほか、運営に係る協議や相談等に対応します。
(3) 窓口業務 ※ 中央西、小戸、大宮、生目台、小松台、本郷地域事務所では、窓口業務は行っていません。	各種証明書の発行のほか、各種申請用紙やパンフレットなどを配置しています。 ① 住民票の写しの交付、住民票の記載事項証明書 ② 戸籍及び除籍謄抄本の交付、戸籍の附票の写しの交付、戸籍届書記載事項証明、戸籍受理証明 ③ 身分証明書の交付 ④ 印鑑登録証明 ⑤ 公的年金受給者の現況届証明 ⑥ 市税に関する諸証明（一部）

本市の交流センター等（中央公民館を除く）

本市では、公立公民館等や交流センターが生涯学習と地域活動の拠点となるよう、平成21年度から教育委員会の補助執行として、市長部局が管理運営に係る事務を所管（平成28年度からは、公立公民館等や交流センターのコミュニティ施設への移行を見据え、整備に係る事務を市長部局に移管）し、地域のまちづくりの視点に立った管理運営を行っています。

また、令和4年度から、市長部局の所管施設である交流センター、農村改善センター等をコミュニティ施設に転換しています。

さらに令和6年度から教育委員会所管施設である公立公民館等（中央公民館を除く。）も、市長部局が所管となり、館の名称を交流センターに変更のうえ、コミュニティ施設に転換しています。交流センター等では、「交流、地域活動及び生涯学習活動の拠点施設」として社会教育事業のほか、幅広いニーズに対応できるようにしています。

【交流センター等の対象施設】

施設の種類（所管）	対象施設（根拠規定）
交流センター等 コミュニティ施設 （市長部局）	- 宮崎市交流センター条例第2条に掲げる施設 <u>地区交流センター、久峰地区交流センター別館、 田野地区交流センター東・西・南・北分館</u> - 宮崎市学習等供用施設条例第2条に掲げる<u>那珂地区公民館</u>
<参考> 社会教育施設 （教育委員会）	宮崎市公民館条例第2条掲げる<u>中央公民館</u>

交流センター等（中央公民館を除く）の役割

地域自治区を軸としたまちづくりには、地域協議会の運営をはじめ、地域まちづくり推進委員会、自治会や自治公民館等の各種団体が実施する事業の継続性や実効性を高めていけるよう、地域自治区事務所と交流センター等が連携した取組が重要になります。

役 割		業 務	主な内容
(1) つどう	地域に根ざす	① 施設や設備の提供 ② 体育・レクリエーション等に関する集会の開催	ア 使用基準に沿った施設や設備の提供 イ 地区生涯学習推進協議会の活動
(2) まなぶ	生活文化水準を高め、課題解決能力を向上させる	① 定期講座の開設 ② 講習会や展示会等の開催 ③ 図書・資料等の整備	ア 各種講座の企画、立案、実施 イ 移動公民館の実施 ウ 自主グループ、講座グループの育成 エ 読書活動の推進 オ 各種資料の作成や整備 カ 館報等の発行
(3) むすぶ	地域の連帯を強める	① 各種団体の活動支援 ② 各種団体や関係機関等との連絡調整	ア 地域の各種団体の育成 イ 地域スポーツや文化行事等の共催

2 地域まちづくり推進委員会

地域の多様性を生かした住民主体のまちづくりの推進

■ **地域の特性や資源を生かし、住民ニーズへの対応や地域課題の解決に向けた住民の主体的な取組を促進する。**

→ 市では、地域のまちづくりに関して、画一的な制度とするのではなく、大きな枠組みを示し、地域協議会で、地域の実情に合わせ、地域のまちづくりの方向性やルールを決定できるようにする。（地域自治区制度の趣旨）

■ **住民ニーズや地域課題が多様化し、個々の団体等の組織力が低下する中で、地域に必要な取組は、地域の中で協力しながら、継続していけるようにする。**

→ 個々の団体等で対応できない事業に取り組んだり、複数の団体等が協力することで事業の拡充を図ったりすることができるよう、地域の多様な主体によるネットワーク組織が地域のまちづくりを運営していく。

（１）地域で活動する個々の団体等の活動の範囲を越えた取組の必要性

→ 地域まちづくり推進委員会の組織化

※ 組織化に当たり、地域協議会の承認が得られた公益性の高い団体であり、地域住民や団体等の代表で構成される地域協議会との連携が求められる。

（２）住民ニーズや地域課題の解決に向けた取組への活動資金の必要性

→ 地域コミュニティ活動交付金制度の創設

※ 地域の多様性に対応し、自主的な取組を促進するため、補助金に比べて使途の制限を緩和している。

地域まちづくり推進委員会の運営

地域協議会

(構成員)

会長 1名

副会長 1名

※ 委員は、地域住民や各種
団体等の代表

市長からの諮問への対応
・ 市長への提言

地域のまちづくりの
方向性・課題の解決
に向けた協議

地域協議会
の運営

地域自治区
事務所

交流センター等

行政職員を配置

※ 総合支所、地域センター、
地域事務所で構成

協力・連携

課題解決に向けた
取組の実行要請

側面的支援

意見・情報交換

地域まちづくり推進委員会

(例)

会長 1名

副会長 1～3名

監事 部会員の中から選出

部会長 部会員から正・副部会長を選出

事務局員 地域まちづくり推進委員会が雇用

防犯・防災部会

地域福祉部会

環境部会

地域再生部会

健康づくり部会

伝統文化部会

地域教育部会

〇〇〇〇部会

↓ 地域課題の
解決に向け

地域協議会の意見
を踏まえた取組

部会員の考案
による取組

地域まちづくり推進委員会の構成

令和5年5月1日現在

(1) 構成

地域協議会	地域団体	公募	合 計
178	1,269	724	2,171
8.2%	58.5%	33.3%	100%

(2) 男女別

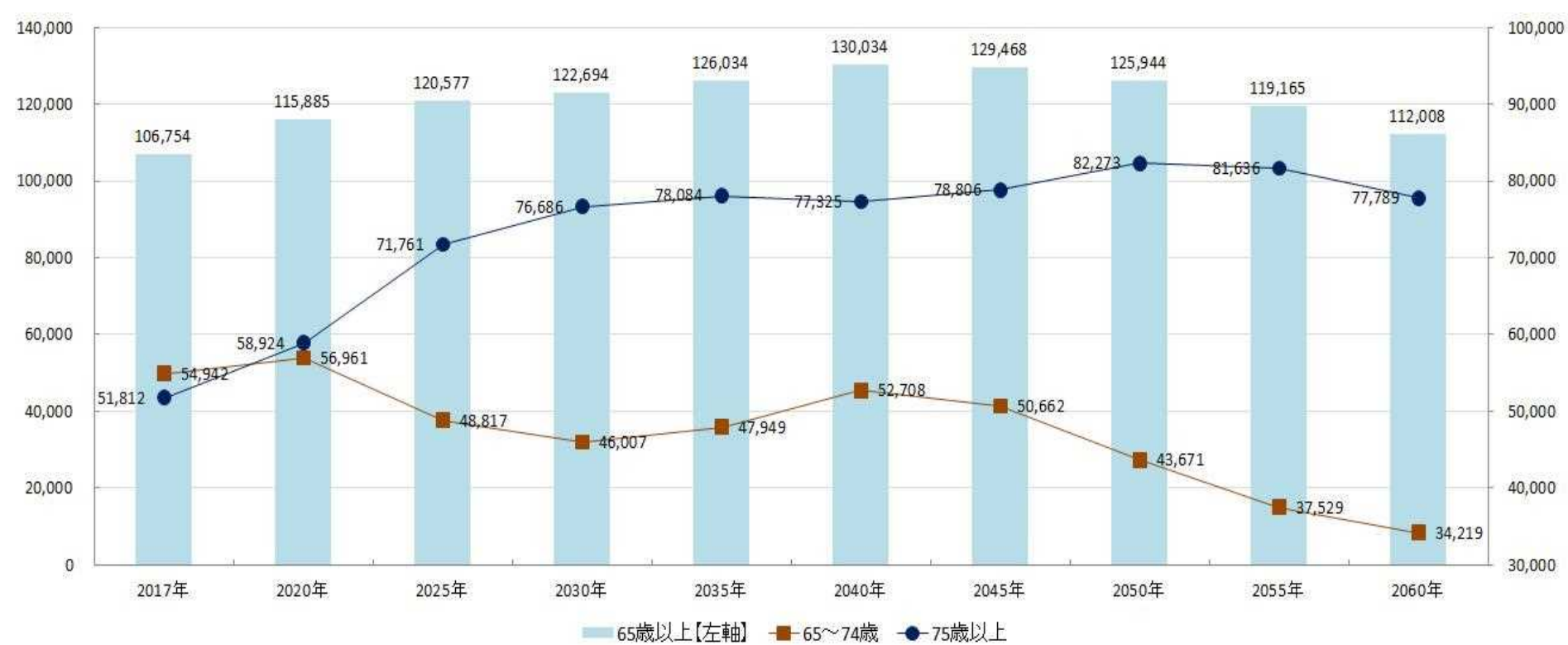
男	女	合 計
1,469	702	2,171
67.7%	32.3%	100%

(3) 年齢別

20代未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合 計
20	23	87	320	337	599	660	125	2,171
0.9%	1.1%	4.0%	14.7%	15.5%	27.6%	30.4%	5.8%	100%

65歳以上人口の推移

地域のまちづくりの中核を成す年齢層（65歳～74歳）



- 65歳以上人口のピークは2040年、その後、減少に転じるため、人口減少のスピードは加速する。
- 2020年が、65歳から74歳までの人口のピーク、同年に75歳以上の人口が上回る。
- 2025年には、65歳から74歳までの人口が急減し、生活支援を必要とする割合が高まる75歳以上の人口が急増する。

→ **地域のまちづくりは、特定の年齢層に依存するのではなく、幅広い年齢層が担える環境を整えなければ、持続していくことは難しくなる。**

地域コミュニティ活動交付金の概要

事 項	内 容				
(1)特徴	地域自治区ごとに策定している地域魅力発信プランの実現に向け、地域の特徴や資源を生かし魅力あるまちづくりを推進するための財源として交付するものである。 ※ 地域コミュニティ活動交付金に係る事業計画書や実績報告書等の提出に当たっては、地域協議会の承認を必要としている。				
(2)交付団体	地域まちづくり推進委員会 ※ 組織の名称には、「地域まちづくり推進委員会」をはじめ、「地区振興会」「地域づくり協議会」「まちづくり委員会」「地域づくり推進委員会」「まちづくり協議会」などがある。				
(3)対象事業	地域の課題解決の活動費として活用するもので、地域コミュニティの再生及び活性化に資する事業				
(4)対象とならない事業	<table><tr><td>① 営利を目的とするもの</td><td>③ 政治上の主義を推進、支持するもの</td></tr><tr><td>② 宗教の教義を広めるもの</td><td>④ 政党や公職の候補者を支持するもの</td></tr></table>	① 営利を目的とするもの	③ 政治上の主義を推進、支持するもの	② 宗教の教義を広めるもの	④ 政党や公職の候補者を支持するもの
① 営利を目的とするもの	③ 政治上の主義を推進、支持するもの				
② 宗教の教義を広めるもの	④ 政党や公職の候補者を支持するもの				

※どのような取組や状況で活動交付金を活用するかは、地域で決定することになります。

地域コミュニティ活動交付金の種類

	基礎交付金	特例交付金
(1) 目的	地域自治区の特色を生かした魅力ある地域を形成し、発展させていけるよう、住民ニーズへの対応や地域課題の解決に向けて取り組むための財源として、 <u>地域自治区ごとに算定し、交付するもの。</u>	地域まちづくり推進委員会の活動が持続可能なものとなるよう、地域内外の方々が様々な形でまちづくりにかわり、人材や財源の確保につなげるため、 <u>地域まちづくり推進委員会ごとに算定し、交付するもの。</u>
(2) 算定基準	一定の財源を配分する均等割（3割）と地域自治区の人口に応じた人口割（7割）とを組み合わせ配分する。	「地域版ふるさと納税制度」による寄附金から手数料等の必要経費を控除したうえで、寄附者の指定する地域まちづくり推進委員会に配分する。
(3) 使途 (対象とならない経費)	・ 役員報酬 ・ 事務局職員の給料又は賃金（時間外手当を除く） ・ 補助金 ・ 交際費 ・ 寄附金 など	・ 積立金 ※ 特例交付金は、「地域版ふるさと納税」による寄附を財源としており、地域の情報発信や取組のPRが重要になることから、積立金以外の使途は、制限を設けていない。
(4) 予算額 (令和6年度当初)	85,045千円	1,607千円
(5) 財源	一般財源	寄附金 (地域版ふるさと納税)

令和6年度 地域コミュニティ活動交付金基礎交付金の配分額

基礎交付金は、予算額の3割を地域自治区ごとに均等に配分（均等割）し、7割を人口に応じて配分（人口割）する。

地域自治区	人口／人	配分額／千円	地域自治区	人口／人	配分額／千円
中央東	27,814	5,325	赤江	34,107	6,268
中央西	19,926	4,143	本郷	21,368	4,359
小戸	10,546	2,738	木花	11,672	2,907
大宮	23,460	4,673	青島	3,369	1,663
東大宮	17,564	3,790	住吉	21,786	4,422
大淀	22,309	4,500	生目	12,029	2,960
大塚	20,492	4,228	北	6,502	2,133
檉	39,632	7,095	佐土原	34,263	6,291
大塚台	6,024	2,061	田野	11,363	2,861
生目台	6,425	2,121	高岡	10,966	2,801
小松台	6,767	2,172	清武	29,022	5,506

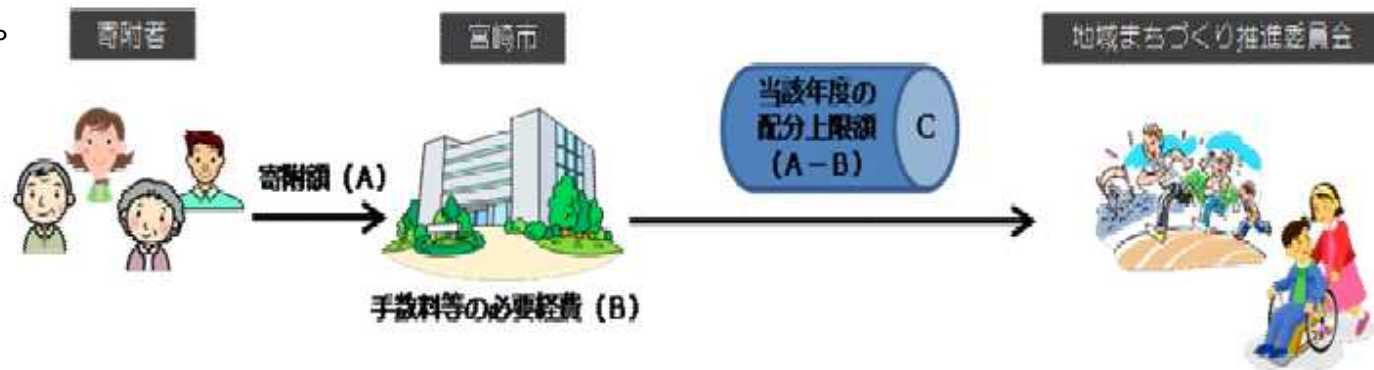
※ 人口は令和6年1月1日時点の地域コミュニティ活動交付金配分確定人口

地域版ふるさと納税制度の概要

～地域コミュニティ活動交付金特例交付金の財源～

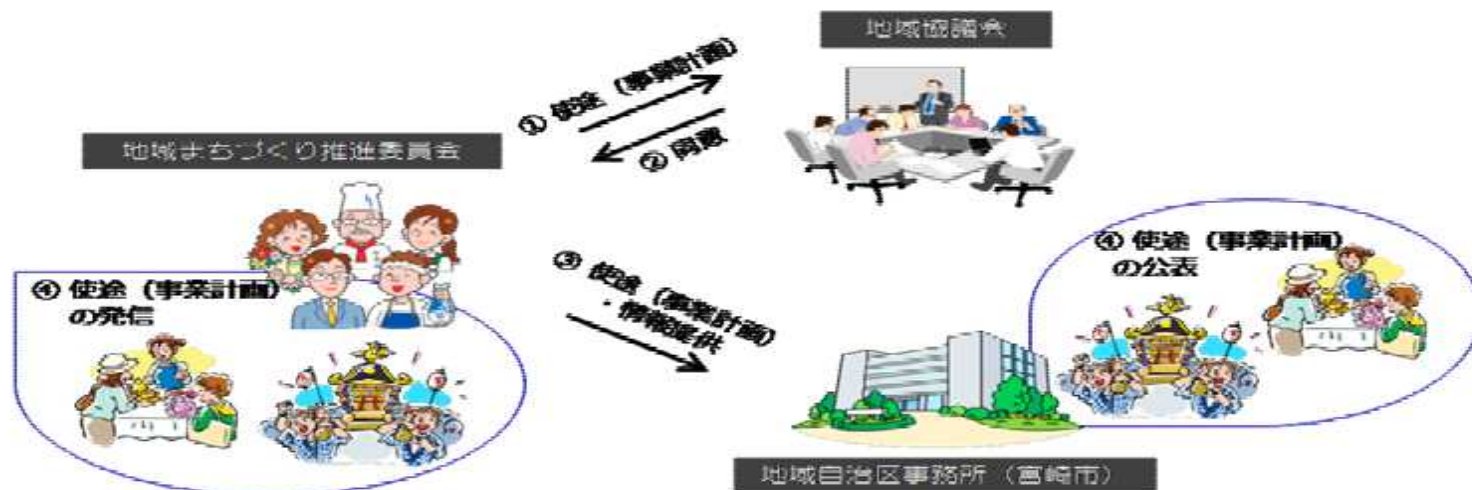
【配分上限額】

特例交付金は、「地域版ふるさと納税制度」により、前年度までに寄附したい推進委員会を指定し、宮崎市に寄附された額（A）から手数料等の必要経費（B）を控除した額を当該年度の配分上限額（C）とする。



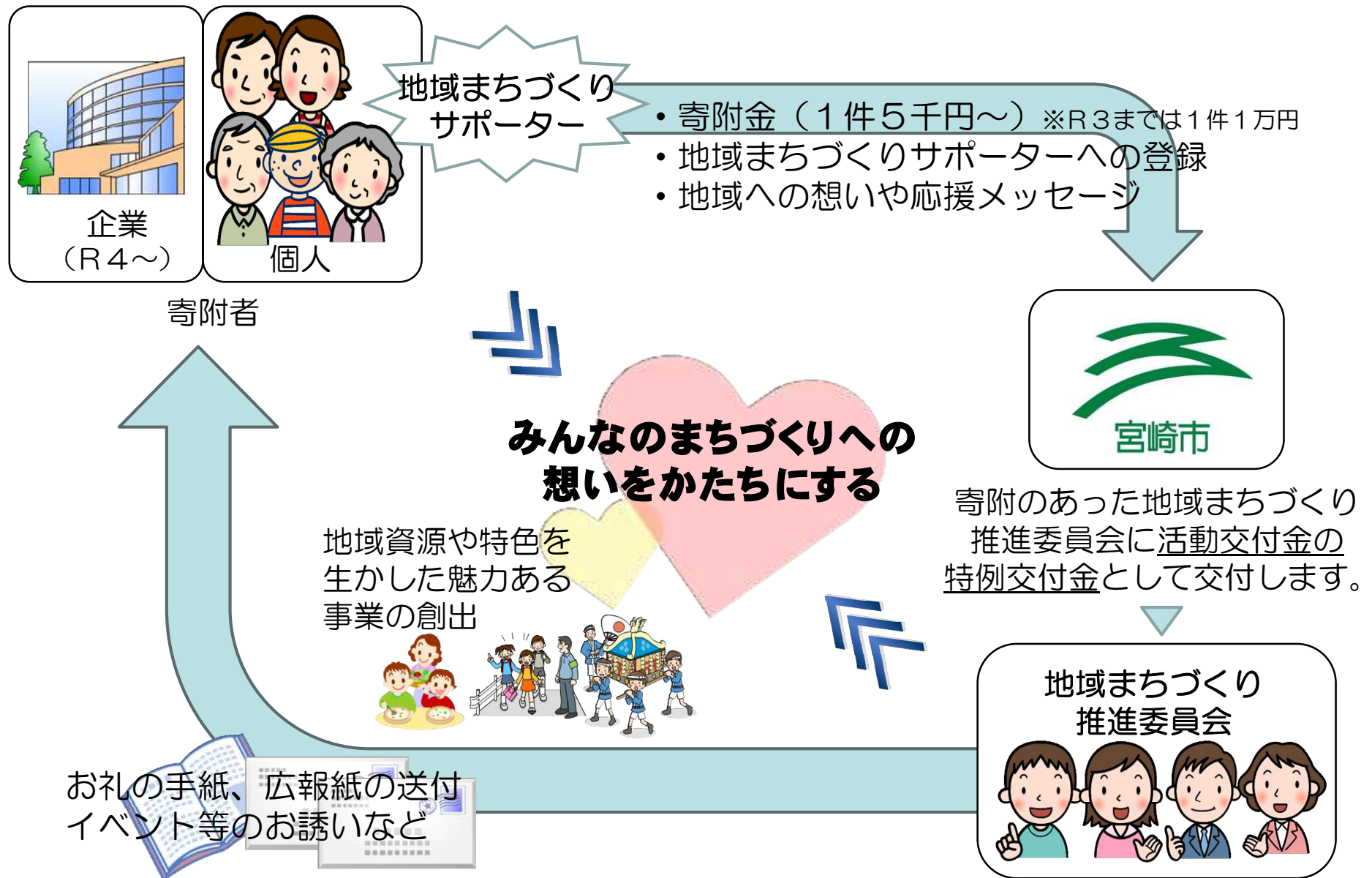
【地域版ふるさと納税制度における使途（事業計画）の提案方法】

地域版ふるさと納税により、寄附者の賛同を得るには、使途（事業計画）を表することも有効な手段となる。使途（事業計画）の提案は必須ではないが、地域まちづくり推進委員会で使途（事業計画）を発信したり、市で公表したりする場合には、事前に地域協議会の同意を得る必要がある。



地域版ふるさと納税制度の仕組み

【応援したい地域まちづくり推進委員会を指定】



令和３～５年度 地域版ふるさと納税制度の寄附実績

地域まちづくり推進委員会		R 3		R 4		R 5		合計		地域まちづくり推進委員会		R 3		R 4		R 5		合計	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)			件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
1	中央西まちづくり推進委員会	1	20,000					1	20,000	8	北地区振興会	2	20,000					2	20,000
2	大宮地域まちづくり推進委員会	2	75,000	2	65,000	1	40,000	5	180,000	9	佐土原小学校区地域づくり協議会	1	10,000	1	10,000			2	20,000
3	大塚地域まちづくり推進委員会	2	20,000					2	20,000	10	広瀬小学校区地域づくり協議会	1	20,000	2	30,000			3	50,000
4	檉地域まちづくり推進委員会	1	30,000	2	35,000	1	30,000	4	95,000	11	田野まちづくり協議会	3	250,000			1	100,000	4	350,000
5	赤江地域まちづくり推進委員会	1	10,000	1	10,000			2	20,000	12	高岡まちづくり委員会			1	500,000	1	500,000	2	1,000,000
6	本郷地域まちづくり推進委員会			1	500,000			1	500,000	13	清武地域まちづくり協議会	2	20,000					2	20,000
7	青島地域まちづくり推進委員会	2	20,000			2	20,000	4	40,000	合 計		18	495,000	10	1,150,000	6	690,000	34	2,335,000

※全２７団体中、２４団体が参加（令和６年３月末現在）

地域コミュニティ活動交付金事業の実施までの流れ



地域協議会

- ① 地域課題の把握や取組を検討、協議する
- ⑤ 事業計画の地域魅力発信プランとの整合性などを確認する

宮崎市

- ⑧ 事業計画書等の交付申請の書類を審査する

- ② 地域課題の解決に向けた取組等を提案する

- ④ 事業計画についての意見や事業計画書等の承認を求める

- ⑥ 事業計画書等を承認し、事業計画に意見を述べる

- ⑦ 交付の申請を行う

- ⑨ 交付の決定を行う



地域まちづくり推進委員会

- ③ 事業計画や事業計画書等を作成する

- ⑩ 事業を実施する

地域コミュニティ活動交付金基礎交付金の活用実績

- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| ① 平成21年度 255事業（交付額 70,016千円） | ⑧ 平成28年度 428事業（交付額 86,089千円） |
| ② 平成22年度 324事業（交付額 80,082千円） | ⑨ 平成29年度 434事業（交付額 83,696千円） |
| ③ 平成23年度 380事業（交付額 79,815千円） | ⑩ 平成30年度 428事業（交付額 81,162千円） |
| ④ 平成24年度 416事業（交付額 85,700千円） | ⑪ 令和元年度 431事業（交付額 83,176千円） |
| ⑤ 平成25年度 416事業（交付額 82,483千円） | ⑫ 令和2年度 414事業（交付額 81,031千円） |
| ⑥ 平成26年度 426事業（交付額 82,395千円） | ⑬ 令和3年度 433事業（交付額 77,171千円） |
| ⑦ 平成27年度 442事業（交付額 81,946千円） | ⑭ 令和4年度 432事業（交付額 81,897千円） |

【 取組事例（令和4年度事業数） 】

① 防犯・防災の分野（83）

地域合同防災訓練
青色パトロール巡回

② 地域福祉の分野（64）

高齢者生きがいづくり
子育てネットワークづくり

③ 環境の分野（46）

環境美化運動
里山保全

④ 地域再生の分野（52）

地域の賑わいづくり
ICTを活用した情報発信

⑤ 健康づくりの分野（28）

健康づくりに関する講座
スポーツ事業

⑥ 伝統文化の分野（30）

伝統文化伝承事業
地域の歴史講演会

⑦ 地域教育の分野（45）

生涯学習に関する事業
子どもの各種体験事業

⑧ その他の分野（84）

地域のリーダー育成事業
広報事業

地域まちづくり推進委員会の運営に対する支援

地域まちづくり推進委員会事務局運営費補助金

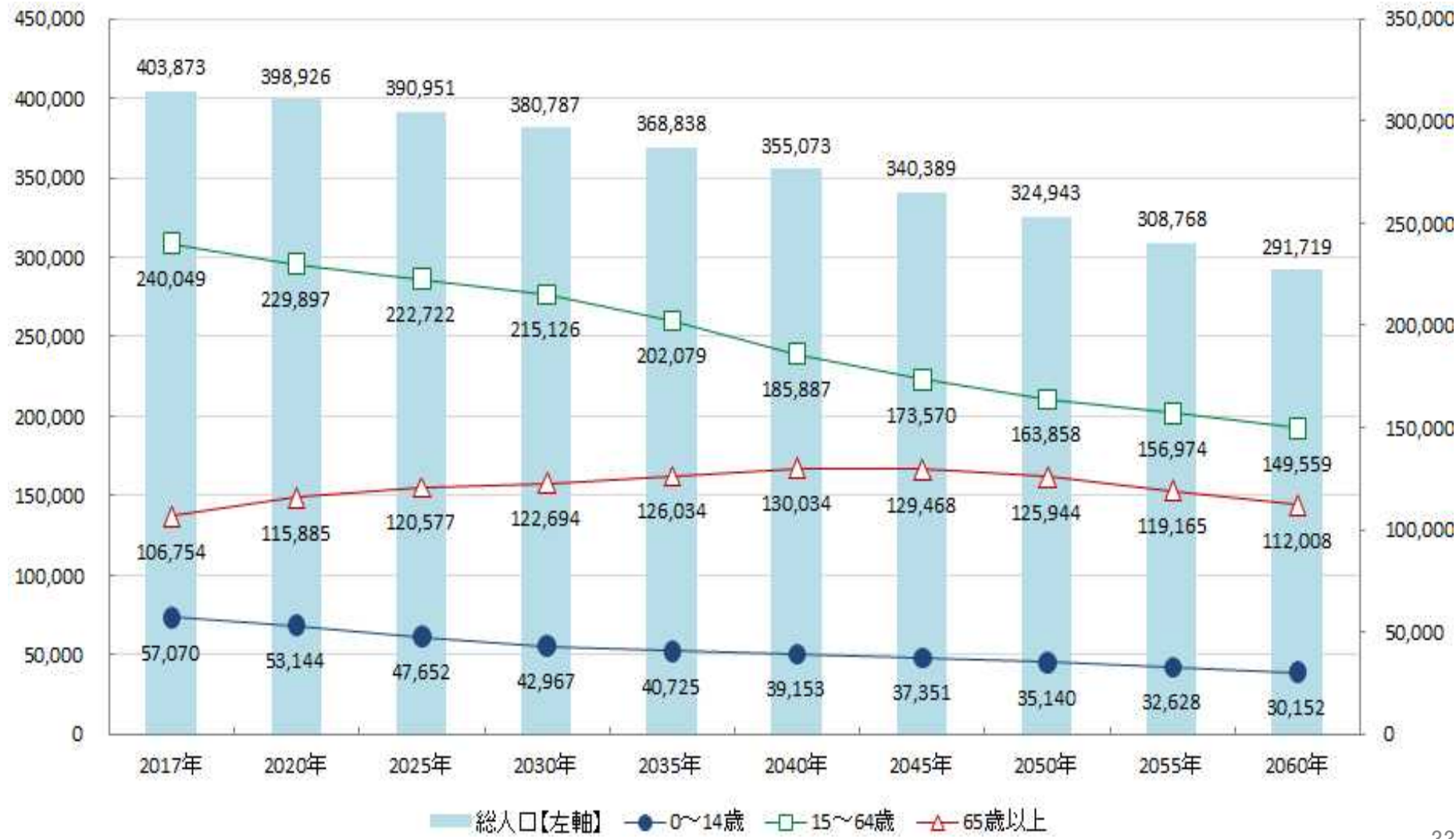
役 割	内 容
(1) 補助対象	地域まちづくり推進委員会の事務局の運営に係る費用
(2) 補助上限額	① 地域自治区内に複数の地域まちづくり推進委員会が活動し、それらの運営を同数の事務局が担っている場合 <u>2, 3 1 6 千円／年度（1 事務局当たり）</u> ※ 事務局を統合する場合、2,316千円に統合の対象となる事務局数を乗じた額が補助上限額になる。この場合、統合前の事務局の運営形態が、①の状態で5年以上継続している必要があるが、当該地域まちづくり推進委員会の統合の如何は問わない。 ② 地域自治区内に一つの地域まちづくり推進委員会が活動し、その運営を一つの事務局が担っている場合 <u>3, 6 1 4 千円／年度（1 事務局当たり）</u> ※ 複数の地域まちづくり推進委員会に改組し、同数の事務局を設置する場合は、①の対応となる。この場合で、5年以上継続して運営を行うことができず、元の状態に戻る場合は、3,614千円が補助上限額となる。
(3) 補助対象経費	① 人件費 給料又は賃金、職員手当、社会保険料 ② 事務費 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、備品購入費等
(4) 職員の配置と役割	原則 2 名以上 会計及び事務等を担う。

3 地域自治区における まちづくりのあり方

地域を取り巻く環境は大きく変化することが予想されます

■ 本格的な人口減少社会の到来

今後、宮崎市の人口は、一貫して減少が続いていく。
また、2017年は、2.25人で1人の高齢者を支えているが、2050年には、1.30人で1人の高齢者を支えることになる。



地域を取り巻く環境は大きく変化することが予想されます

■ 地域自治区で異なる人口減少のスピードと人口構造

人口減少のスピードや人口構造は、地域自治区で大きく異なるので、市民ニーズや課題は、ますます多様化することが予想される。

地域自治区	人口		割合(%)						地域自治区	人口		割合(%)					
	※2017年を100とした場合		65歳以上			75歳以上				※2017年を100とした場合		65歳以上			75歳以上		
	2025年	2040年	2017年	2025年	増	2017年	2025年	増		2025年	2040年	2017年	2025年	増	2017年	2025年	増
宮崎市	97	88	26.4	30.8	4.4	12.8	18.4	5.6	赤江	97	88	25.9	30.5	4.6	12.4	18.0	5.6
中央東	98	90	23.8	28.8	5.0	11.1	16.7	5.6	本郷	97	90	25.9	28.8	2.9	12.6	18.0	5.4
中央西	98	92	22.6	27.1	4.5	11.4	15.2	3.8	木花	96	88	26.0	31.6	5.6	13.7	17.5	3.8
小戸	97	87	26.8	30.8	4.0	13.2	18.7	5.5	青島	89	72	38.7	41.0	2.3	22.2	27.2	5.0
大宮	96	87	26.6	30.5	3.9	14.1	18.1	4.0	住吉	97	89	26.1	29.7	3.6	12.1	18.2	6.1
東大宮	97	89	25.8	29.5	3.7	12.4	18.0	5.6	生目	94	83	30.6	34.5	3.9	15.9	21.2	5.3
大淀	97	90	24.1	29.4	5.3	12.1	16.5	4.4	北	93	80	33.7	37.4	3.7	17.2	24.0	6.8
大塚	98	90	25.6	29.5	3.9	11.8	18.0	6.2	佐土原	95	85	29.9	33.7	3.8	14.2	21.2	7.0
檉	98	92	23.4	27.2	3.8	11.7	15.8	4.1	田野	94	82	30.1	36.8	6.7	14.9	21.3	6.4
大塚台	93	76	39.1	41.2	2.1	17.8	29.6	11.8	高岡	91	77	36.3	40.4	4.1	19.0	25.8	6.8
生目台	98	89	23.6	37.1	13.5	8.4	17.4	9.0	清武	99	93	21.4	27.3	5.9	9.7	14.8	5.1
小松台	94	80	34.2	39.7	5.5	13.3	25.4	12.1									

地域を取り巻く環境は大きく変化することが予想されます

■ 本格的な人口減少社会が到来し、課題は多様で高度化する時代へ

これまで

将 来

住民生活

- ・ 多様化する住民ニーズに、地域、事業者、行政が対応している。
- ・ 空き家の発生をはじめ、バス路線の廃止、病院やスーパーなどの民間サービスが縮小しつつある。

- ・ 行政や民間サービスの縮小により、住民ニーズに対して、サービスの主体が不足する。
- ・ 病院やスーパーのほか、バスや鉄道、タクシーといった公共交通などの民間サービスの縮小が進み、生活水準が低下する。

地域活動

- ・ 大規模な自然災害が相次ぎ、地縁の範囲を超えた防災・減災の取組が課題になっている。
- ・ 避難行動要支援者の計画作成など、福祉分野での地域の役割も増えている。
- ・ 地域では、活動にかかわる人材が固定化、担い手不足が課題になっている。

- ・ 地域自治区の特性や人口構造の差異が大きく、地域課題はより多様化する。
- ・ 日常生活における困りごとが頻発、地域に求められる役割も高度化する。
- ・ 高齢化が進み、人口減少の著しい地域では、地域のまちづくりを担うことが困難になる。

行財政運営

- ・ 借金の市債は減少、市税収入は横ばいとなっている。
- ・ 住民ニーズの多様化により、画一的な行政サービスの提供では対応が困難になってきている。

- ・ 人口減少に伴う地域経済の縮小により、市税収入は減少し、行政サービスも縮小する。
- ・ 高齢者の増加により、社会保障費は増加する。
- ・ 公共施設やインフラ等の老朽化により、維持・更新費が増大する。

地域を取り巻く環境の変化として、例えば、

1 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていくため、地域の特性に応じて、住まい・医療・介護・予防・生活支援などが一体的に提供されるシステムの構築が求められます。

2 「我が事・丸ごと」の地域づくり（地域共生社会の実現）

福祉分野において、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域で支え合い、助け合いながら、暮らすことのできる地域づくりが求められます。

3 乗合タクシーなどの地域公共交通網の確保

地域住民の移動手段を確保するために、主に公共交通の空白地域を中心に、地域で運行する公共交通システムの構築が求められます。

- 地域では、特性や資源をはじめ、住民ニーズや抱える課題は異なる（多様化）
- 地域課題等の解決に向けた取組には、専門性が求められるものがある（高度化）

これからの地域のまちづくりは、これまでの取組に加えて

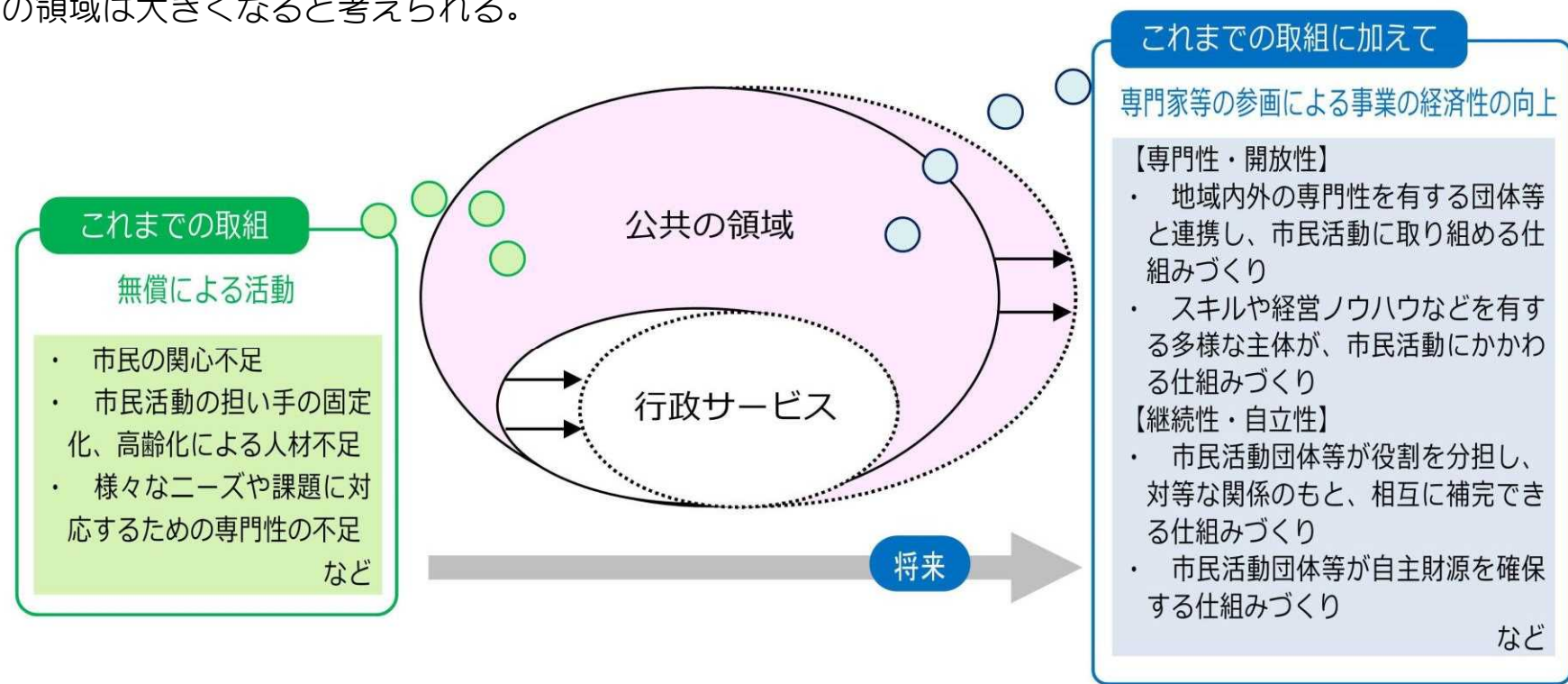
行政サービスの領域は縮小し、公共の領域は拡大する

< 行政サービス >

将来的に、生産年齢人口の減少による税収の落ち込み、高齢化に伴う社会保障費や公共施設等の更新費用の増大などが見込まれ、行政サービスは、限られた領域の中で、実効性のある施策の展開が求められる。

< 公共の領域 >

市民ニーズや地域課題は多様化し、公共の領域は拡大することが予想されるため、地域と行政との協働の領域は大きくなると考えられる。



地域の多様な主体が、地域まちづくり推進委員会の活動に参画したり、専門性をもつNPOや経営ノウハウを有する事業者等と協力し、収益事業に取り組んだりすることで、自主財源を確保し、活動者に対し、必要な経費や謝金を支払えるようにするなど、経済性を高め、事業の継続性を確保することも重要になる。

地域自治区における多様な主体の役割分担

個々の自主的な取組と多様な主体の連携による『協働』や『共創』の取組

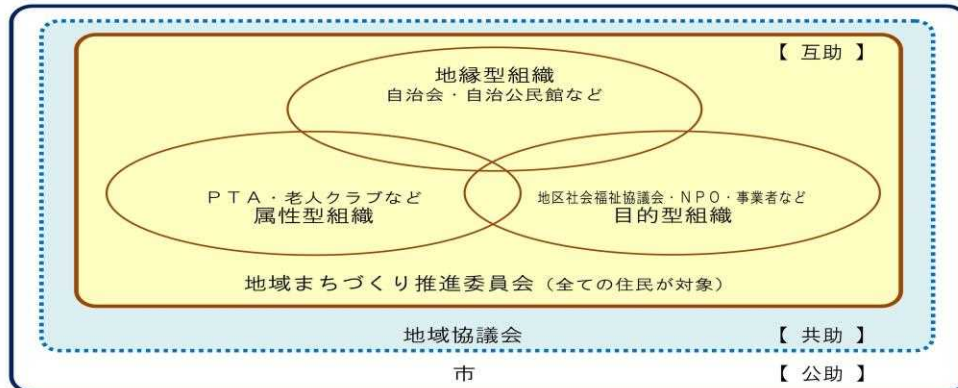
住民ニーズや地域課題に対応するには、個々の活動だけでなく、個々で対応できないところは、相互の連携が重要になるため、地域の多様な主体を「自助」「互助」「共助」「公助」に区分し、これらの取組を推進する。

地域活動の継続性や実効性を高めるため、個々が有する資源や得意分野を生かし、協力して取り組む（協働）とともに、活動の経済性が高められるよう、市のほか、専門性や経営ノウハウを有するNPOや事業者と連携して取り組む（共創）。

※1）収益性はあるが、事業費の一部に補助金などを充当するほか、低廉な料金設定による有償ボランティアといった生業にすることが難しい取組などを指す。

← 市民主導	市民、市民活動団体、事業者や市が連携し、地域課題の解決に向けて取り組む領域			市主導 →
	協働			
自助	互助		共助	公助
市民が自主的、自発的に行動する領域	・市民や各種団体等の自主的、自発的な活動で市の協力が必要となる領域 ・事業者が社会貢献として、市民と取り組む領域		市民や各種団体等と市が一体となった活動で市民参画を求める領域	市の責任で処理する領域
例) 私費で対応するもの	例) 個人や家族で対応が難しく、地縁やテーマ等のつながりにより、会費や補助金を活用して取り組む事業等	例) 個々の市民活動団体等で対応が困難なもので、地域コミュニティ活動交付金を活用して取り組む事業等	例) 地域自治区のまちづくりに係る政策決定や意見調整など、市と密接に連携した取組	例) 避難所整備、防災・災害情報の配信、公立公民館・生きがい・子育て支援施設の整備・管理運営、各種保険給付等
個人・家庭	自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、PTA、NPO、事業者等	地域まちづくり推進委員会	地域協議会 (市の附属機関)	市
	小さな地域自治	大きな地域自治 【 地域自治区単位の取組 】		
	NPOや事業者、市の協力のもと、市民活動団体等が経済性のある活動※ ¹ に取り組む領域			
	共創			

協働の取組を推進するための仕組み「地域自治区制度」

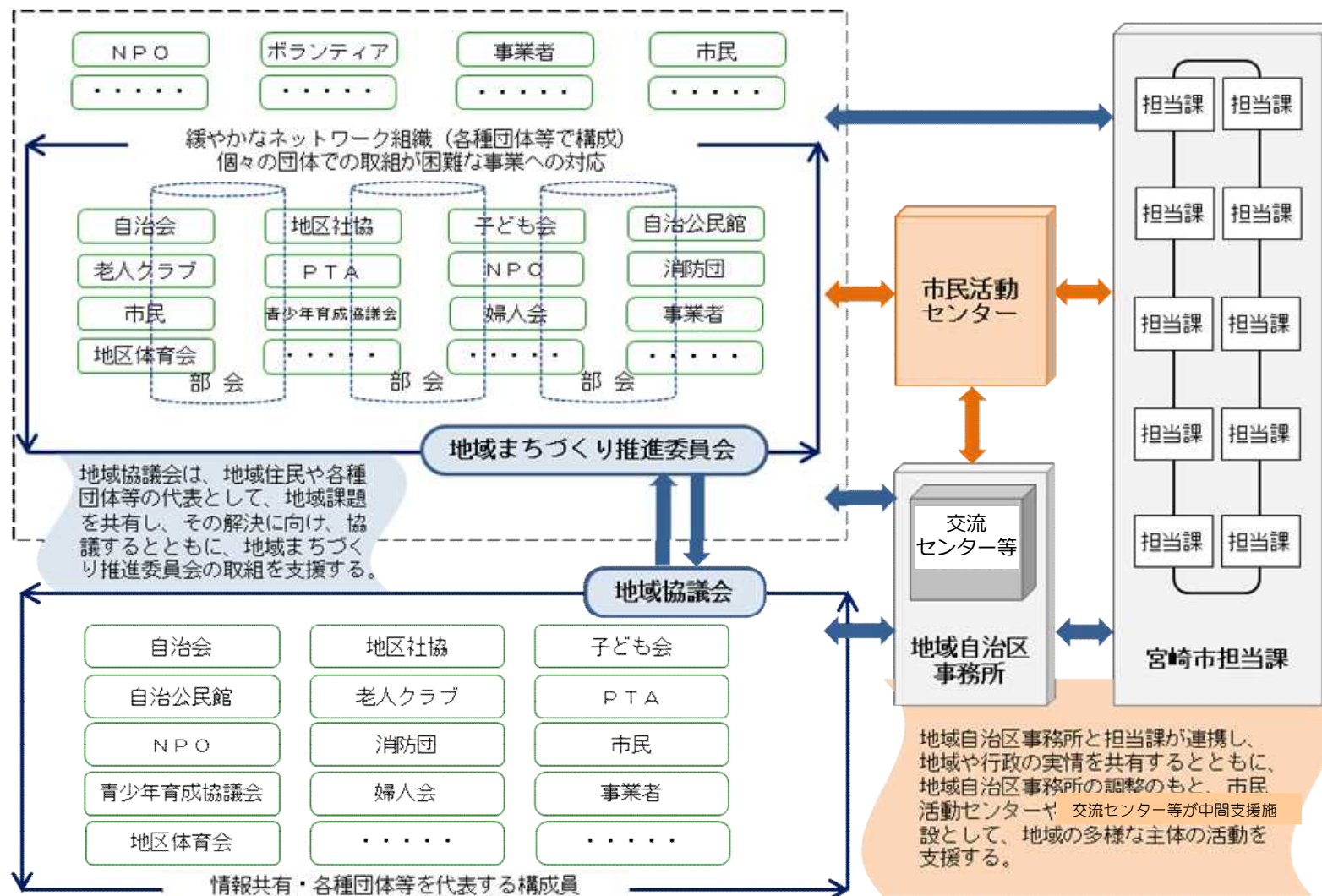


地域まちづくり推進委員会は、地域の多様な主体が緩やかにつながるネットワーク組織であり、住民ニーズや地域課題の解決に向け、主体的に、あるいは個々の団体等が対応できない取組を補完することが求められるため、地域の多様な主体と適切に役割を分担し、事業を実施していく必要がある。

地域自治区における行政と地域の多様な主体との関係

住民ニーズや地域課題は、多様で高度化しており、これらの解決に向けては、一律の制度やサービスでは、対応が難しくなっていることから、地域の特性に合わせ、多様な主体が「協働」して取り組むことが求められる。

また、地域のまちづくりを持続可能なものとしていくには、活動拠点の確保と必要な人材を育成する生涯学習の要素が不可欠であるため、**交流センター**等と地域自治区事務所の連携を強化し、地域の学習を活動に結びつける取組が重要になる。



4 地域のまちづくりを 推進するための施策

地域魅力発信プラン

各地域自治区では、地域協議会を中心として、地域の特性や資源のほか、住民ニーズや地域課題の共有を図り、5年後、10年後の将来像を示したまちづくりの計画を策定している。

地域のまちづくりを担う多様な主体が、適切に役割を分担し、あるいは連携しながら、同じ目標に向かって取り組むことで、地域の自律性を高め、持続可能な地域コミュニティの形成を図る。



本郷地域自治区と清武地域自治区では、平成28年度に策定している。また、その他の地域自治区では、平成25年度までに策定を終えており、一部の地域自治区では、その後、改訂がなされている。

地域魅力発信プランの進捗【令和４年度実績】

地域協議会による評価

地域自治区	①プランは共有されているか	②プランに基づき、主体的、連携して取り組んでいるか	③プランは地域の実情に合っているか	④目標達成に向け、順調に進捗しているか
中央東	A	B	A	B
中央西	A	A	A	A
小戸	A	A	A	A
大宮	A	A	A	A
東大宮	B	B	A	B
大淀	B	B	B	B
大塚	A	B	A	B
櫛	B	B	A	B
大塚台	B	B	B	B
生目台	A	A	A	A
小松台	B	B	A	B
赤江	B	B	B	B
本郷	A	A	A	B
木花	B	A	A	B
青島	B	B	B	B
住吉	B	A	A	A
生目	A	A	A	A
北	A	A	A	B
佐土原	A	B	A	A
田野	B	B	B	B
高岡	A	B	A	A
清武	B	B	B	B

地域魅力発信プランの実現率
(Aと評価した地域協議会の割合)

36.4%

地域魅力発信プランの実現率に係る評価項目について

地域魅力発信プランの実現率の設定は、地域の多様な主体が、地域自治区のプランを認識するとともに、毎年度、プランに照らした評価や検証を行い、地域の各種主体が取り組む事業との整合をはじめ、プランの改訂や事業の実効性の向上などにつなげていくことを目的としている。

評価項目	評価基準			地域魅力発信プランの関連項目
	A	B	C	
① 地域魅力発信プランは、地域の各種団体が共有されているか。	地域の各種団体の概ね（８割以上）共有できている。	地域の各種団体の一部（半数程度）で共有できている。	地域の各種団体のほとんど共有できていない。	【計画期間】 【社会的背景（現状・課題）】 【目標（将来像）】 【主要施策】 【役割分担（実施主体）】
② 地域魅力発信プランに設定した目標の達成に向け、地域の各種団体が、主体的に、あるいは連携して取り組んでいるか。	地域の各種団体が、主体的、あるいは連携して取り組んでいる。	地域の各種団体が、主体的に取り組んでいるが、連携した取組は不足している。	地域の各種団体のほとんどの取組が不足している。	【主要施策】 【役割分担（実施主体）】
③ 地域魅力発信プランは、地域の実情に合った内容となっているか。	地域魅力発信プランは、概ね（８割以上）地域の実情に合っている。	地域の魅力発信プランの一部（半分程度）に、地域の実情に合わないところが出てきている。	地域魅力発信プランのほとんどが、地域の実情に合っていない。	【社会的背景（現状・課題）】 【目標（将来像）】 【主要施策】 【役割分担（実施主体）】
④ ①から③の評価を踏まえ、地域魅力発信プランの計画期間に照らし、設定した目標の達成に向け、順調に進捗しているか。	概ね（８割以上）順調に推移している。	一部（半分程度）は達成しており、概ね順調に推移している。	ほとんど進捗していない。	【計画期間】 【目標（将来像）】 【主要施策】

※ 地域魅力発信プランの実現率は、全ての地域協議会において、④の項目を「Ａ」と評価した地域協議会が占める割合とする。

【 地域魅力発信プランの改訂 】

地域魅力発信プランの改訂に当たっては、本格的な人口減少社会の到来を見据え、大きく変化する社会環境に対応していくために、現状や課題といった地域の「社会的背景」を適切に把握した上で、「計画期間」「目標（将来像）」「役割分担」が明確になるよう、地域協議会に求め、プランの適切な評価や検証につなげていく。

5 地域活動の実践例（令和5年度事業）

～ 地域コミュニティ活動交付金を活用した取組 ～

大淀河畔たまゆらまつり事業

【 中央東地域 】

1 目的

ホテルや店舗、病院、事務所などと協力し、世代間交流や地域の伝統文化の伝承等を目的として「まつり」を開催することで「たまゆら温泉」「商店街」を盛り上げる。地域の企業や個人からの協賛を募り「まつり」の内容を充実させ、まちづくりに参加する意識を醸成する。

2 内容

地域の青年団や自治会などで構成する実行委員会で協賛金を募り、事業資金を充実させ、抽選会などで子どもを含む地域住民にまつりへの参加を促す。（景品の費用は協賛金で賄う。）さらに、高校生や地域住民がまつりのスタッフとなり、会場の参加者を含め、多くの人が会場に集い、交流できる場とする。

【 令和5年度実績 】

参加者 2000名
スタッフ 60名



健康ふくしまつり事業

【 中央西地域 】

1 目的

地域住民が健康について見直す機会を提供し、自ら健康づくりを始めるきっかけをつくるとともに、高齢者・障がい者、子どもを含む地域住民同士が触れ合える居場所を提供することで世代間交流を推進する。

2 内容

地区社会福祉協議会と共催で開催する。市地域保健課や眼科病院、薬剤師会、地域の商業施設等と連携し、世代間交流の場を提供するとともに、福祉向上のための工夫のもと実施する。

- ・眼科健診や血管年齢測定などの健康相談コーナー
- ・薬相談、禁煙相談などの健康広場
- ・介護用品等の展示 ・赤ちゃん体験コーナー、体組織チェックや体力測定など

【 令和5年度実績 】

参加者 411名

スタッフ 39名



小戸地区まつり

【 小戸地域 】

1 目的

地域住民が楽しみながら交流を深める。自治体と連携し、地域の活性化を図る。

2 内容

11月5日（日）に宮崎市青少年育成センターにおいて、「小戸地区まつり」を開催。当日は朝から天気にも恵まれ、宮崎西中学校の吹奏楽部の演奏や小戸小学校の児童による歌やダンス、地域の方の出し物やおいしいものを揃えた模擬店を出店。

多くの住民の皆さんに参加いただき、まつり中、賑わいが絶えず、大成功。

スタッフ（ボランティア）の皆様の協力のおかげで事故もなくイベントをスムーズに行うことができた。

【 令和5年度実績 】

参加者 300名

スタッフ 59名



水辺の教室

【 大宮地域 】

1 目的

夏休みに親子で環境に係る学習を実施することで、環境に対する意識の向上に役立てる。

親子で同じ目的を持って活動をすることで、親子の情愛や信頼関係を育む。

2 内容

大淀川学習館の出前講座を利用した、新別府川の水辺学習（親子体験）

【 令和5年度実績 】

参加者 23名

スタッフ 7名



短歌大会

【 東大宮地域 】

1 目的

短歌大会を開催して地域の文化活動を育てる。

2 内容

小中学生及び地域住民から短歌を募集し、小学生の部、中学生の部、高校生以上の部を用意し、各部門ごとに、優秀賞、秀逸、佳作、入選の賞を選び、優秀作品を表彰する。

【 令和5年度実績 】

作品数

一般50首

高校生528首

中学生135首

小学生396首

受賞者 11名

スタッフ 13名



街路ゴミ清掃事業 【 大淀地域 】

1 目的

大淀地区の環境美化を目的に、路上のゴミを拾う。

2 内容

毎月第3月曜日の朝（夏季は8時30分、冬季は8時45分）に1時間程度、小中学生の通学路を中心にゴミ拾いを行う。

【 令和4年度実績 】

参加者 114名
スタッフ 12名



ペットマナー向上事業 【 大塚地域 】

1 目的

飼い主のペットマナーの啓発及び広報等を通じて、飼育者間の相互理解を図り、命への責任意識を高める。

2 内容

定期的にドックランを開催するとともに、掲示板やSNSによるペットマナーに関する情報発信、専門学校と連携したしつけ教室を開催する。

【 令和5年度実績 】

参加者 80名

スタッフ 9名



干潟観察会 【 憶地域 】

1 目的

希少生物の生息する一ツ葉入り江の干潟の重要性を啓発保存し、市民が、いやしの場として活用する里浜にすると共に、児童生徒の自然環境を大切にする気持ちを育む学習の場としても活用する。

2 内容

実施日

令和5年6月27日（火）・・・柴漬け

令和5年7月15日（土）・・・観察会

【 令和5年度実績 】

参加者 135名

スタッフ 46名



大塚台総合秋祭り

【 大塚台地域 】

1 目的

大塚台地域自治区の全世代住民が交流・結束し合う場となるとともに、地域発展の中核事業となることを目指す。

2 内容

- (1) 各種団体によるステージ（歌・遊戯・コーラス・フラダンス・舞踊等）
- (2) 各自治会等による出店（焼き鳥・焼きそば・綿菓子・野菜販売）
- (3) 参加者全員を対象にしたお楽しみ抽選会
- (4) 子供達を対象にした縁日
- (5) 住民総踊り

【 令和5年度実績 】

利用者 740名
スタッフ 98名



子ども歳時記

【 生目台地域 】

1 目的

1年を通して、子どもたちに四季折々の節句・年中行事等を体験させ、伝統文化の継承を図る。また、指導する大人たちとの多世代交流を図る。

2 内容

- (1) 場所 地区内の各施設、里山
- (2) 日程 令和5年6月～令和6年2月まで
- (3) 内容 七夕かざり、里山探検、餅つき、しめ縄・門松づくり、凧づくり・凧揚げ等の行事の意味を学びながら体験する。学校を通じて配布し、全小学生へ周知する。

【 令和5年度実績 】

参加者 140名
スタッフ 90名
(中学生ボランティア 58名)



小松台防災の日

【 小松台地域 】

1 目的

災害時に住民が迅速に対応できるよう、自主防災組織の研修や避難所運営訓練を行い、小松台地域の各自治会で行われる防災訓練の支援や備品を購入することで、防災意識の高揚を図る。災害時の迅速な避難、避難所運営の課題に対して防災訓練等を通して防災意識の認識を広げる。

2 内容

- (1) 自主防災組織の研修
- (2) 小松台地域全体の避難所運営訓練
- (3) 各自治会で行う訓練支援 など

【 令和5年度実績 】

参加者 115名
スタッフ 20名



花でつなごう西田橋事業

【 赤江地域 】

1 目的

事業を地域自治会や他団体・学校に協力を呼びかけながら実施することで、地域の方とつながりを持ち、まちづくり活動に興味を持っていただく。

2 内容

近隣自治会や他団体に協力を要請し、西田橋花壇への植栽・管理を年間通して行うことで、地域住民との交流を深める。

【 令和5年度実績 】

参加者 172名

スタッフ 116名



本郷地区防災事業

【 本郷地域 】

1 目的

地域住民の防災意識の向上、自治会・自主防災隊のスキルアップ、消防団等関連団体の連携強化を図る。

2 内容

- (1) 防災講座を年6回実施する。講師により本郷地区に即した内容で講座を行い、防災意識の向上を図る。
- (2) 本郷中学校、本郷小学校、国富小学校に設置済の防災倉庫敷材の点検を実施する。
- (3) 本郷地区自治会連合会と協力し、本郷地区全体の防災訓練を実施する。
- (4) 防災かまどベンチの保険加入・補修 など

【 令和5年度実績 】

参加者 276名

スタッフ 41名

※本郷中との合同防災訓練の参加者数。他に消防団27名協力。別途、防災講座等の参加者81名＋スタッフ32名



安全推進事業（防災教室）

【 木花地域 】

1 目的

木花地域の防災力向上と自衛力向上で、安全でいつまでも住み続けたい環境づくりに寄与する。

2 内容

- (1) 木花全地域の避難環境の整備事業
- (2) 木花中学校との連携事業（防災教室）
- (3) 少年防災研修事業
- (4) 防災意識の啓発・啓蒙事業
- (5) 安全なまちづくり事業

【 令和5年度実績 】

参加者 66名
スタッフ 9名



内海の自然体験事業

【 青島地域 】

1 目的

子供たちに、内海の自然環境に触れ体験してもらう。

2 内容

こどもたちに内海梅林で実った梅の実ちぎり体験やカブトムシの採取や配布などを通じ、広く青島・内海の自然の豊かさをアピールする。

【 令和5年度実績 】

参加者 225名

スタッフ 5名



子育て支援事業（すみよし子育てフェスタ）

【 住吉地域 】

1 目的

住吉で安心して子育てができる環境づくりを目指し、未就学児親子の支援とともに、幅広い世代の交流を通じて地域の子ども達を育む。

2 内容

- ・すみよし子育てフェスタ2023の開催

会 場：住吉公民館（現、住吉地区交流センター）、すみよし公園

開催日：令和5年7月23日（日）

内 容：各ふれあいコーナー設置

ソーメン流し、赤ちゃんハイハイ競争、子ども遊び広場 など

【 令和5年度実績 】

参加者 400名

スタッフ 82名



自然と環境を守る事業

【 生目地域 】

1 目的

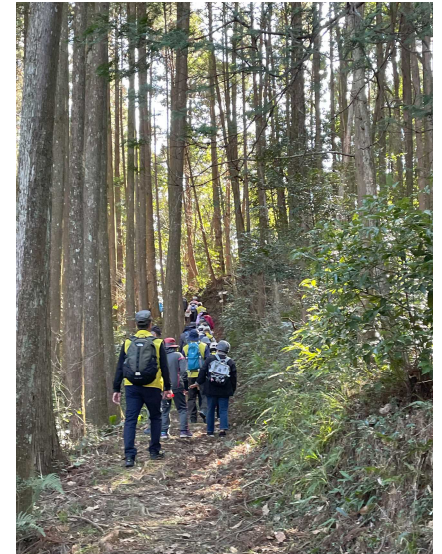
里山・大谷川歩道ウォーキング大会やホタル観察会を通して自然環境保護に対する理解を深める。生目の自然のすばらしさを地区内外に発信し、地域の活力づくりにつなげる。

2 内容

地区住民に広く案内し、ホタルの鑑賞会や里山遊歩道整備、石塚城址公園の整備、生目の里山・史跡を巡る散策会、大谷川環境美化活動を行う。

【 令和5年度実績 】

参加者	49名
スタッフ	11名



地産地消食育事業

【 北地域 】

1 目的

地域内の小学生を対象にして、地元産の大豆を使った味噌作り体験学習をすることによって、味噌が和食になくてはならない優れた食品であることを学ばせるとともに、ボランティアとの交流を深める。

2 内容

自分たちで育てた米でつくったこうじと運営委員で育てた大豆を使って、みそづくりを行い、1か月ねかせたみそを小分けし、全員に届ける。

児童は、各家庭で、みそ汁にするなど、自作のみそを味わう。

日 時 令和6年1月18日(木) 午前9時00分～11時00分

令和6年1月19日(金) 午前9時00分～11時00分

場 所 宮崎市ふるさと農産物加工センター

【 令和5年度実績 】

参加者 59名

スタッフ 17名



三世代交流事業（餅つき大会）

【 佐土原地域・佐土原小学校区 】

1 目的

事業を通じて、知識の習得や会員相互の交流を図る。

2 内容

令和5年度から、幅広い年代向けの行事を取り入れるため、餅つき大会を実施

日程：令和5年12月10日

場所：佐土原地区交流センター

内容：祖父母や親が子供に餅つきの要領を指導
祖父母が餅の丸め方を指導
餅は、正月用として参加者持ち帰り

【 令和5年度実績 】

参加者	21名
スタッフ	19名



第16回那珂まつり事業（花火大会）

【 佐土原地域・那珂小学校区 】

1 目的

地域住民が一体となって、地域の伝統行事などで交流を深める。

2 内容

那珂小学校創立150周年にあたり実行委員会と共同で記念式典にあわせて、那珂まつりを開催する。

開催日：令和5年11月26日（日）

場 所：那珂地区公民館ほか

内 容：那珂小学校創立150周年式典

作品展示会

抽選会

花火打ち上げ

【 令和5年度実績 】

参加者 1,500名

スタッフ 31名



健康づくり地区民交流事業（元気げんき祭り）

【 佐土原地域・広瀬小学校区 】

1 目的

元気げんき祭り、グランドゴルフ大会、ペタンク競技を通して、健康づくりと地区民の交流親睦を推進する。

2 内容

第19回元気げんき祭り

日程：令和5年11月26日（日）

場所：広瀬中学校体育館

内容：玉入れ、グランドゴルフリレー、障害物競走、ペタンク投げ大会など、誰でもできる楽しいスポーツで親睦と交流を図る。

【 令和5年度実績 】

参加者 300名

スタッフ 73名



地域の元気と絆を深める事業（ひろきた元気フェスタ）

【 佐土原地域・広瀬北小学校区 】

1 目的

地域住民の趣味や技能等の紹介、文化活動などの発表の場やテント村など、ふれあいの場を設け、交流と親睦を図る。

2 内容

第18回「ひろきた元気フェスタ」

日程：令和6年1月21日（日）

場所：佐土原総合文化センター

内容：ギャラリー展示（盆栽、絵画など）

ステージ発表（保育所、小中学校、高校、各種サークルなど）

防災訓練関係（起震車、非常食、消防車等）

テント村の出店

【 令和5年度実績 】

参加者 430名

スタッフ 70名



芸能文化まつり事業

【 佐土原地域・広瀬西小校区 】

1 目的

地域住民の創作意欲の喚起と芸能文化を鑑賞する機会を設けるとともに、郷土物産等の提供等によって、郷土を見直す心の育成。

（自分の住んでいる郷土の良さの見直しと参加への意欲の醸成）

2 内容

第15回広瀬西小校区芸能文化まつり

日程：令和6年1月28日（日）

会場：佐土原総合文化センター

内容：地場産品の展示販売・幼稚園から大人までの作品展

あらゆるジャンルのステージ発表

（広瀬西小学校全児童参加）

防災に関する体験・広瀬西小学校全児童の学年別体験活動

6部会合同事業・「ひろにし文芸」第2号発行

【 令和5年度実績 】

参加者 2,900名

スタッフ 220名

（中学生ボランティア31名）



田野駅活性化事業

【 田野地域 】

1 目的

田野駅前広場をライトアップすることにより、地域活性化の機運を高める。

2 内容

田野の冬の風物詩である大根やぐらを組立て、手作りの大根型イルミネーションを飾り付ける。また、大根やぐらの内側に田野小6年生・七野小6年生・田野中3年生の将来の夢短冊も飾る。

点灯式：令和5年12月1日（金）

【 令和5年度実績 】

参加者	110名
スタッフ	70名



平和を考える～この町にも戦争はあった～事業 【 高岡地域 】

1 目的

戦争がもたらす惨劇を風化させないために、朗読劇「五月の空」を上映し、地域住民、小・中学生と改めて平和について考える機会とする。

2 内容

高岡中出身の黒木朋子（宮崎県演劇協会会長）演出の朗読劇「五月の空」を上演し、その後「平和」について参加者と双方向トークを行い、平和について考えるきっかけとする。また、小・中学校と連携し、こどもたちにも平和について考えてもらう。

日程：令和5年8月

場所：高岡脳損環境改善センター

出演者：演劇サークル「どらまさるく」

【 令和5年度実績 】

参加者 70名

スタッフ 11名



「十九の丘」みかん育成体験事業

【 清武地域・清武 】

1 目的

果樹生産に携わる人々の苦労や勤労の大切さを知り、収穫の恵みに感謝するとともに、郷土の特産物を知ってもらうことを目的とする。

2 内容

日向夏みかんの袋かけや極早生みかんの収穫体験を行う。
みかん栽培農家と参加者間の対話交流を図る。

日程：令和5年9月30日（土）

場所：「十九の丘」みかん団地

【 令和5年度実績 】

参加者 270名

スタッフ 36名



まちづくりマルシェ開催事業

【 清武地域・加納 】

1 目的

地域の食や文化にふれる機会を通して、地域住民の交流を深め、地域を活性化することを目的とする。

2 内容

地域の食や文化に親しむ機会を提供するとともに、各自治会、保育園、小・中学校、各団体、地元の事業者等と連携し、農産物等の販売やフードコート、体験活動、ステージ発表などで、世代間の親睦や地域住民の交流を深化させる。

日程：令和5年11月18日（土）・19日（日）

場所：加納地区交流センター・加納公園

【 令和5年度実績 】

参加者 2,000名

スタッフ 300名

